



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成23年3月16日
東北運輸局災害対策本部

平成23年東北地方太平洋沖地震の影響による計画停電に伴う自動車検査証の有効期間の伸長について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による影響で、青森県、岩手県、宮城県及び福島県に使用の本拠の位置を有する自動車は、既に3月14日に当該自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、今般、東北電力株式会社から当該地震の影響による計画停電が発表され、この対象エリアに秋田県及び山形県が入っており、下記の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、当面、継続検査を受けることが困難な状況であると認められることから、暫定的に当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月16日から平成23年4月15日までのものは、平成23年4月16日まで伸長するものとし、別紙写しのとおり公示しましたのでお知らせいたします。なお、対象地域の今後の計画停電の状況に応じて有効期間を再伸長することがあります。

これによって、対象地域内の検査対象車両数約170万台（軽自動車を含む。）のうち約7万台が当該公示の適用を受けることとなります。

また、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までには契約すれば良いこととなります。

記

《対象地域》 秋田県全域
山形県全域

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 第4合同庁舎

《問い合わせ先》

東北運輸局自動車技術安全部技術課 千田、鶴田

電話：022-791-7535

公 示

公示第6号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、秋田県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月16日から平成23年4月15日までのものは、平成23年4月16日をもって満了するものとする。

平成23年3月16日

国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長

公 示

公示第6号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、山形県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月16日から平成23年4月15日までのものは、平成23年4月16日をもって満了するものとする。

平成23年3月16日

国土交通省東北運輸局山形運輸支局長

平成23年3月16日
北陸信越運輸局**東北電力株式会社の計画停電に伴う自動車検査証の
有効期間の伸長について**

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、東北電力株式会社においても本日（3月16日）から計画停電の実施を予定しているところです。

これにより、新潟運輸支局及び長岡自動車検査登録事務所では、当該停電時間帯における継続検査を受けることができない事態が危惧されます。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定に基づき、新潟県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月16日から平成23年4月15日までのものは、平成23年4月16日まで伸長するものとし、別紙写しのとおり公示しましたのでお知らせいたします。なお、計画停電の実施状況に応じ有効期間を再伸長することがあります。

これによって、対象地域内の検査対象車両数約178万台（軽自動車を含む。）のうち約10万台が当該公示の適用を受けることとなります。

また、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すれば良いこととなります。

【問い合わせ先】

・北陸信越運輸局自動車技術安全部 技術課 担当 佐々木、古川
TEL 025-244-6114（直通）

公 示

公示第13号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、新潟県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月16日から同年4月15日までのものは、平成23年4月16日をもって満了するものとする。

平成23年3月15日

北陸信越運輸局 新潟運輸支局長